

# 「高田流！米国株の勝ち方」契約書

本契約書は、高田資産コンサル株式会社（以下「甲」という。）が提供する「高田流！米国株の勝ち方」（以下「当サービス」という。）に関して、お客様（以下「乙」という。）との間に締結される法的な契約書です。甲と乙は以下の通り、当サービスに関する契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第1条（当の契約と開始日）

- (1) 当サービスの申込は、弁護士ドットコム株式会社が運営するクラウドサイン上で、乙が本契約書の内容をご確認のうえ、同意ボタンをクリックして頂くことで、契約締結となります。
- (2) 乙が甲に利用料金をお支払い頂いた翌日をご利用開始日とします。

## 第2条（当サービスの契約期間）

当サービスの契約期間はご利用開始日から3か月コース（90日間）、6か月コース（180日間）、12か月コース（365日間）があり、契約期間によって利用料金が異なります。契約期間終了日の翌日をもって自動退会となりますので、退会の手続きは必要ありません。

## 第3条（当サービスの内容）

当サービスの内容は下記とし、契約期間内に提供するものとします。

- ・米国株の相場観
- ・米国株の重要日柄一覧
- ・米国株のサイクル
- ・米国株の値動きのパターン（チャート）
- ・米国株の高田流の売買戦略
- ・当サービス専用掲示板

当サービスの情報はPDFをメールで送信いたします。専用掲示板にて、お客様からのご質問を承ります。

## 第4条（当サービスの利用料金）

- (1) 当サービスの利用料金は、3か月コースは金59,800円（消費税込）、6か月コースは金99,800円（消費税込）、12か月コースは金192,000円（消費税込）とし、下記口座に振り込

んで支払うか、又はクレジットカードで支払うものとします。

銀行名：GMOあおぞらネット銀行

支店名：法人営業部

口座番号等：普通預金 1183842 タカダシサンコンサル（カ

(2) 当サービスの利用料金の支払いに必要な振込手数料その他の費用は乙が負担するものとします。

(3) 甲は、乙の利用料金の決済をもって乙が本契約書の内容を了承したものとみなします。

(4) 甲は、乙により支払われた当サービスの利用料金等につき、当サービスの内容に瑕疵がある場合を除き、解約・返金・返品には応じないものとします。また、通信販売には、クーリングオフ制度は適用されませんので、予めご了承ください。

#### 第5条（知的財産権）

(1) 当サービスは乙の私的使用に限りにおいて利用できるものであり、乙以外の第三者に供与・提供したり、再販してはなりません。

(2) 当サービスの情報は、甲が一切の知的財産権を有しております。

無断の複製、公衆送信、転載、改変その他著作権法の利用行為は、重大な法律違反となります。

#### 第6条(秘密保持)

(1) 甲および乙は、本契約の遂行により知りえた相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示または漏えいしてはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

(2) 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

- ①開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- ②開示を受けた際、既に公知となっている情報
- ③開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- ④正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

(3)本条の規定は、本契約終了後も、引き続き効力を有する。

#### 第7条（禁止行為）

(1) 乙は、本契約期間中はもとより、終了後も、当サービスを利用して以下の行為はしないものとします。

- ①甲の知的財産権を侵害する行為
- ②公序良俗に反する行為、犯罪的行為その他法令に違反する行為
- ③他の利用者または第三者に不利益を与えるような行為

④甲の運営を妨げ、或いはサービスの信頼を毀損する行為

⑤その他、甲が不相当と判断する行為

(2) 乙が前項で禁止されている行為を行った場合、その行為に関する責任は乙が負い、甲は一切の責任を負わないものとします。

(3) 乙が前項で禁止されている行為によって甲に損害を与えた場合、甲は乙に対して被った損害の賠償を請求出来るものとします。

#### 第 8 条 (損害賠償責任)

乙は、本契約に違反することにより、甲に損害を与えたときは、その損害の全て(弁護士費用及びその他の実費も含む)を賠償しなければならないものとします。

#### 第 9 条 (損害賠償額の予定)

当サービスの私的使用の範囲を超える無断の複製、公衆送信、転載、改変その他著作権法の利用行為をした場合、乙が当サービスを閲覧させた人数、閲覧させた月数、当サービスの 1 か月あたりの料金 19,933 円を乗算して損害賠償を請求できることとします。

#### 第 10 条 (利用資格の取消)

乙に下記のいずれかの事由が発生した場合は、当サービスの利用を停止するものとします。

- (1) 当サービスの利用月が終了した場合
- (2) 本契約に定める利用上の注意が遵守されなかった場合
- (3) 第 7 条において禁止された行為を行った場合
- (4) 利用申請事項に偽りがあることが判明した場合
- (5) その他、本契約に違反した場合

#### 第 11 条 (反社会勢力の排除)

(1) 甲及び乙は、自己が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下これらを「反社会勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約するものとします。

①反社会勢力に自己の名義を利用させること

②反社会勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること

(2) 甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

(3) 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

#### 第 12 条（責任の所在）

投資の最終決定は乙自身の判断でなされたものとします。

当サービスに基づいて生じた乙の損失又は利益については、甲は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 13 条（投資顧問業法の除外規定）

当サービスは高田流の米国株の勝ち方の提供を主たる目的としており、投資判断について売買指示、助言、指南を行うものではありません。当サービスの情報は正確な提供を目的としていますがその完全性が常に保障されるのではなく、当サービスの利用に起因する乙の直接的または間接的損失および損害についても一切の賠償には応じないものとします。

#### 第 14 条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所立川支部を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

滋賀県守山市吉身 2 丁目 9 番 27 伊勢屋ビル 203

高田資産コンサル株式会社

代表取締役 高田智雄